

○ 財務省告示第三百八十二号
 平成十四年九月二十四日
 第七条第三項の規定に基づき、平成十五年三月三十日までに施行する。昭和五十七年大蔵省令第三百八十二号（昭和五十七年四月一日施行）は、本件を除いて、その規定によるものとする。

十一	十九	八	七	六	五	四	三	二	一	発行条件等を次のとおり告示する。				
所	元	償	償	發	發	種	額	發	發	の法	行	号	名	平成十四年九月二十四日
払	金	還	還	行	行	類	面	行	行	條	律	項	及	財務大臣
込	支	期	期	価	金	額	額	方	方	及	之	根	び	短期国債券（正十郎）
期	日	場	額	限	格	日	額	法	そ	拠	記			第百十三

平取国日額償当た平十額平十千千額引日一三国回割
 成扱債本面還ただ成九面成億万万面受本項十債引
 十店代銀金金るし十錢金十円円円金け銀九整短
 四並理行額をと、五八額四の、額行年理定期財務
 年び店の百支き償年厘百年四五でによ法律基金大臣
 九に及本円払は還九円九種千一兆第六別会計
 月取び店にう、期月に月万兆六乗換号会計
 二扱國支つ。そが二つ二十、一千五百正
 十郵債支きの銀引き二十九日、一億五
 日便元利代理業業十九円三億円
 局利代理業業十九円三億円
 払、にに九日及び三の第法明治三